

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評議員会（第 63 回）議事要旨

1 日 時 令和 8 年 1 月 2 8 日（水）書面審議

2 出席者（回答者）（敬称略） 浅井、上原、大鳥、大野、小原、木部、近藤、佐々木、芝井、
須藤、高橋、田中、谷口、曄道、永田、西尾、林、ビール、安井
の各評議員

3 議 事

《審議事項》

(1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針の改正に伴う同法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針の改正について

助成業務の実施に関する方針の改正について審議が行われ、原案のとおり承認された。

なお、文部科学省との調整により改正案の内容に修正が生じた場合には、会長に一任とすることとされた。主な意見は以下のとおり。

(○：評議員 ●：機構)

- 基金を増加させて、この種の重要な人材の育成を図ることは極めて重要と考えられる。質の高い人材育成に向けた取り組み支援を期待したい。
- 助成対象経費の範囲について、修正は必要だと考えるが、ここまで具体的な内容を実施方針に記載する必要はあるか。公募要領に記載するだけでは足りないのか。
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 3 の規定により、文部科学大臣が定める基本指針に即して助成業務の実施に関する方針を定める必要がある。交付対象となる経費については基本指針に具体的に記載されており、実施方針においても基本指針の記載に即して、その費目について支援枠ごとに明確に示す必要がある。経費については公募要領にも記載するが、対象は当概年度の公募に関するものとなる。

以上